

○八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例施行規則

昭和56年9月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例（昭和56年八王子市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市規則で定める事由により申出を行わなかつた者)

第2条 条例第2条第1項ただし書に規定する市規則で定める事由により申出を行わなかつた者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別表に定める特定疾病に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

第6条第1項の規定に基づく申請を65歳に達する日の前日までにした者で、難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年東京都規則第194号）第11条に規定する特定医療費（指定難病）受給者証（以下「都受給者証」という。）を65歳に達した日以後に交付された者とする。

(2) 別表に定める特定疾病に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第5条の規定に基づく申請を65歳に達する日の前日までにした者で、同規則第6条に規定する医療券（以下「都医療券」という。）を65歳に達した日以後に交付された者とする。

(所得の額)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する市規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき630,000円）を加算して得た額

(所得の範囲)

第4条 条例第2条第3項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第2条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（20歳未満の特定疾病患者を現に保護している者の所得の場合にあつては、その合計額から8万円を控除して得た額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第3号に規定する控除を受けた者（20歳以上の特定疾病患者に限る。）については、当該社会保険料控除額に相当する額
- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（20歳以上の特定疾病患者を除く。）1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円）
- (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつ

た女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）については、27万円（当該控除を受けた者が同法第314条の2第3項に規定する寡婦（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第314条の2第3項に該当する者を含む。）である場合は、35万円）

(5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(施設)

第6条 条例第2条第2項第4号に規定する市規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童養護施設及び障害児入所施設

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて市長が定めるもの

(受給資格認定の申出)

第7条 条例第4条の規定による受給資格認定の申出は、特定疾病患者福祉手当認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事由が公簿等によつて確認できるものであるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 別表に定める特定疾病に係る都受給者証又は都医療券の写し

(2) 前年の所得（1月から7月までの月分の特定疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）については、前前年の所得とし、申出をしようとする者が20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者の所得とする。）の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（認定及び却下の通知）

第8条 市長は、前条の申出を受理したときは、条例第2条に規定する支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、特定疾病患者福祉手当認定通知書（第2号様式）により、当該申出をした者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、特定疾病患者福祉手当非該当通知書（第3号様式）により、当該申出をした者に通知する。

（調査の依頼）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、前条第1項の調査を医師その他適当と認める者に依頼することができる。

（受給資格消滅の通知）

第10条 条例第8条の規定により、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の受給資格が消滅したときは、市長は、特定疾病患者福祉手当受給資格消滅通知書（第4号様式）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

（未支払手当）

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

2 前項に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払特定疾病患者福祉手当請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（手当の返還請求）

第12条 条例第9条の規定による手当の返還請求は、特定疾病患者福祉手当返還請求書（第6号様式）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第13条 条例第10条の規定による届出は、特定疾病患者福祉手当受給者異動（消滅）届（第7号様式）により行う。

2 条例第10条第3号に規定する市規則で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

(1) 受給者の氏名の変更

(2) 受領の代行者の変更

(3) 市長が特に必要があると認めた事項

（現況届）

第14条 受給者は、毎年10月1日から10月31日までの間に、特定疾病患者福祉手当受給者現況届（第8号様式）に第7条第1号に規定する書類を添付し市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（支払いの停止）

第15条 市長は、受給者が前2条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の手当の支給を受ける資格の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける資格のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（状況調査）

第16条 第9条の規定は、条例第11条の調査の場合に準用する。

（台帳登載）

第17条 市長は、特定疾病患者福祉手当受給者台帳（第9号様式。以下「台帳」という。）を備え、第8条第1項の規定により特定疾病患者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。ただし、台帳に記載すべき事項を電子計算組織に記録して管理する場合には、台帳の作成を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 別表第288号に掲げる自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（自己免疫性後天性凝固第Ⅴ／5因子欠乏症に限る。）及び第325号に掲げる遺伝性自己炎症疾患（A20ハプロ不全症に限る。）にり患している者が、平成30年7月31日までに手当の受給資格の認定の申出をし、受給資格の認定を受けた場合には、市長は、第7条第1号に規定する都受給者証に記載されている有効期間の始期の属する月に当該認定の申出があったものとみなして、当該受給資格の認定を受けた者に対し、手当を支給するものとする。